

平成 26 年度南部町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成 26 年 7 月 1 日制定

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。）第 9 条 1 項の規定に基づき、本町が障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る方針を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

1. 適用範囲

この方針は、本町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

2. 調達方針の作成

毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案し、調達を推進するための方針を作成する。

3. 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供できるすべての物品・役務等

4. 調達の推進方法

- （1）年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定等を勘案し、当該年度の調達目標額を定め、実施する。
- （2）障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務等の情報提供を行い、物品の購入、役務の提供等の業務について、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

5. 平成 26 年度の調達目標額

○調達目標額：1,200,000 円以上

6. 調達方針及び実績の公表等

- （1）本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等において公表する。
- （2）各会計年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ

等において公表する。

7. その他

物品、役務等の契約にあたっては南部町財務規則の定めによるものとする。